

令和3年度知内町一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日から消費税税率（国・地方）が5%から8%へと引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度 地方消費税交付金（社会保障財源化分）歳入決算額

62,868 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

社会保障 施策区分	事業名	経費	財源内訳			一般財源
			特定財源			
			国・道支出金	町債	その他	
社会福祉	児童福祉事業	74,726	837		96	73,793
	母子福祉事業	17,732	2,364		6,600	8,768
	高齢者福祉事業	14,265	376		1,052	12,837
	障害者福祉事業	17,159	101			17,058
	小計	123,882	3,678	0	7,748	112,456
社会保険	国民健康保険事業	31,373	17,298			14,075
	介護保険事業	101,466	385			101,081
	後期高齢者医療事業	28,065	16,634			11,431
	小計	160,904	34,317	0	0	126,587
保健衛生	医療提供体制確保事業	9,123				9,123
	疾病予防対策事業	19,759	2,904			16,855
	健康増進対策事業	19,058				19,058
	小計	47,940	2,904	0	0	45,036
合	計	332,726	40,899	0	7,748	284,079